

(仮称)郡山市こども計画 施策体系(案)

「1 基本目標」、「3 施策の展開」とともに、「こども大綱」をベースとしていますが、本市独自のものは赤字にしています。 考え方については一番右の列「5 大綱に基づく新たな視点、考え方」にお示ししています。また、黄色の部分は、現プラン(第2期ニコプラン)には対応する施策等がない新たな項目です。

I ライフステージを通した重要事項

1 基本目標(案)	2 参考「こども大綱」での施策項目	3 施策の展開(案) ※大綱との比較	4 本市の現状での取組	5 大綱に基づく新たな視点、考え方
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等		「こどもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出		第2期プランでも「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」に触れてはいるが、具体的取組についての記載はなく、今後取り組む必要のある施策を定める。
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	(1)遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	(1)遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	青少年健全育成事業、子ども食堂、子ども読書活動推進事業	体験格差の解消
	(2)こどもまんなかまちづくり	(2)こどもまんなかまちづくり	子どもの遊び場	子育てにやさしい住まいの拡充
	(3)こども・若者が活躍できる機会づくり	(3)こども・若者が活躍できる機会づくり		国際交流、起業家育成、在留外国人のこどもの支援
	(4)こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	(4)こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	人権・男女共同参画に関する事業の実施	理系女子の修学支援
3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	(1)プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等	(1)プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等	特定感染症検査等対策事業	不妊・予期せぬ妊娠・特定妊婦等への支援、健診・予防接種方法の電子化 ※大綱の「研究」の文言は削除
	(2)慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	(2)慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	小児慢性特定疾病医療費助成事業	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者の自立支援、就労支援
4 こどもの貧困対策		(1)教育の支援	幼児教育・保育の無償化、子どもの学習・生活支援、就学援助、こども医療費助成、こどもの学習・生活支援、養育費に関する弁護士相談、家賃補助、ひとり親家庭医療費助成	第2期プランの「横断的取組 子どもの貧困対策」の考え方を踏襲し、子どもの貧困対策推進法に基づき、4つの施策項目とする。
		(2)生活の支援		
		(3)保護者の就労支援 【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援		
		(4)経済的支援 【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援		
5 障害児支援・医療的ケア児等への支援		(1)障がい児支援・医療的ケア児等への支援	難聴児補聴器購入費等助成事業、障がい児保育	保育所等への巡回支援 ※大綱の「障害児」は「障がい児」へ変更
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	(1)児童虐待防止対策等の更なる強化	(1)児童虐待防止対策等の更なる強化	要保護児童対策地域協議会、虐待防止啓発	訪問家事支援、居場所づく、親子関係再構築支援、孤立妊娠への支援
	(2)社会的養護を必要とすることも・若者に対する支援	(2)社会的養護を必要とすることも・若者に対する支援		里親やファミリーホームの確保・充実、ケアリーパー(社会的養護経験者)の支援→青年期支援へ含む
	(3)ヤングケアラーへの支援	(3)ヤングケアラーへの支援	啓発事業、ヘルパー派遣事業、LINE相談	早期発見・把握、適切なアセスメント、世帯全体の支援
7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	(1)こども・若者の自殺対策	(1)こども・若者の自殺対策	セーフコミュニティ自殺対策委員会、ゲートキーパー養成、相談窓口周知	SOSの出し方・受け止め方に関する教育や啓発、相談体制の整備
	(2)こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	(-)こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備【削除】	【削除】一部、Ⅰ-7-(3)へ含める	大綱での通信事業者に対するフィルタリング機能利用促進は、県の取組のため削除。なお、大綱にある情報リテラシーの習得支援についてはⅠ-7-(3)へ含める。
	(3)こども・若者の性犯罪・性暴力対策	(2)こども・若者の性犯罪・性暴力対策		
	(4)犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	(3)犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	防災啓発事業、通学路等交通安全確保事業、交通安全活動事業、地域防災充実事業、セーフコミュニティ子どもの事故予防対策委員会	
	(5)非行防止と自立支援	(4)非行防止と自立支援	街頭補導活動	自立支援

Ⅱ ライフステージ別の重要事項

赤字:ライフステージ別の基本目標(案) ※本市独自

1 基本目標(案)	2 参考「こども大綱」での施策項目	3 施策の展開(案) ※大綱との比較	4 本市の現状での取組	5 大綱に基づく新たな視点、考え方
1 こどもの誕生前から幼児期まで 【基本目標(案)】 切れ目ない「子育て」支援と 質の高い「子育て」環境の整備	(1)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	(1)妊産婦やこどもの切れ目ない健康の確保	妊産婦健診、母子保健推進活動、産後ケア事業、こども家庭センター	産後ケア、出産・子育て応援交付金、新生児マススクリーニング、乳幼児健診の推進、 若年妊婦への対応(→青年期支援へ) ※大綱の「保健・医療」に限定しないため「健康の確保」に変更
	(2)こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	(2)こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	待機児童対策、家庭内保育ニーズ把握、病児・病後児保育	
2 学童期・思春期 【基本目標(案)】 こどもたちの健全育成と 多様な居場所の提供	(1)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	(1)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実	教育研修事業(教職員スキルアップ事業)、少人数学級編制事業	大綱の「質の高い公教育の再生等」の表現は教育行政よりになるため「教育環境の充実」に変更
	(2)居場所づくり	(2)安心して過ごせる多様な居場所の提供	放課後児童クラブ、子ども食堂、公民館の活用	児童クラブに限定しない居場所づくり、物理的な空間に限定しない居場所づくりを推進
	(3)小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	(3)小児医療体制の充実及び心身の健康に関する正しい知識の普及と相談支援	特定感染症検査等対策、救急医療体制確保、子どもの薬物乱用防止教室、思春期の保健対策	大綱の「情報提供」をより政策的な「知識の普及」へ、大綱の「こころのケア」をより政策的な「相談支援」へ変更
	(4)成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	(4)成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	消費生活センター	消費者教育、金融リテラシー、職場体験
	(5)いじめ防止	(5)いじめ防止	いじめ防止等啓発事業	
	(6)不登校のこどもへの支援	(6)不登校のこどもへの支援	適応指導事業、スクールカウンセラー配置事業	
	(7)校則の見直し	(-)校則の見直し 【削除】	【削除】 I -1の意見聴取に統合	大綱での趣旨は、こどもの意見聴取、権利尊重であるため I -1意見聴取に統合する
	(8)体罰や不適切な指導の防止	(7)体罰や不適切な指導の防止	教育研修事業(教職員スキルアップ事業)	
	(9)高校中退の予防、高校中退後の支援	(-)高校中退の予防、高校中退後の支援-【削除】	【削除】 II -3「青年期」パートへ含む	
3 青年期 【基本目標(案)】 若者の社会的包摂の実現	(1)高等教育の修学支援、高等教育の充実	(-)高等教育の修学支援、高等教育の充実		
	(2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	(-)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組		
	(3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	(7)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	結婚新生活スタートアップ補助金	県のパートナーシップ制度に基づき異性婚に限定しないため「結婚”等”に伴う～」とする
	(4)悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	(-)悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実		

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項

1 基本目標(案)	2 参考「こども大綱」での施策項目	3 施策の展開(案) ※大綱との比較	4 本市の現状での取組	5 大綱に基づく新たな視点、考え方
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	子ども・若者育成支援公民協働ワークショップにて、以下の6つにテーマ分けし、計画(案)作成に向け議論中 (1)義務教育期以降の切れ目ない支援 (2)18歳以降の切れ目ない支援 (3)就労に関する支援 (4)家族からの自立支援 (5)若年女性への支援 (6)若者の権利を支えるための協働	(1)経済的支援 【再掲】I -4-(4)子どもの貧困対策 経済的支援	幼児教育・保育の無償化、子どもの学習・生活支援、就学援助、こども医療費助成	修学支援、奨学金制度
2 地域子育て支援、家庭教育支援		(2)保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、家庭教育支援	LINE相談、ファミサポ、一時預かり、在宅保育給付金	「家庭教育支援」については、ジェンダーバイアス的な伝統的家族観の重視との誤解を避けるため、支援の目的を明記する。
3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		(3)共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	育パパサポート奨励事業	共働き・共育での職場、地域社会全体での支援、就労環境や組織風土の改善
4 ひとり親家庭への支援		(4)ひとり親家庭への支援 【再掲】I -4-(3)、(4)子どもの貧困対策 保護者の就労支援・経済的支援	こどもの学習・生活支援、養育費に関する弁護士相談、家賃補助、ひとり親家庭医療費助成	養育費の履行確保